



SANJO ROTARY CLUB

三条ロータリークラブ

2007.10.31 (No.2478) 週報 No.17

第2560地区ガバナー／渡辺敏彦
会長／荻根澤 隆雄
会長エレクト／中村和彦(クラブ奉仕A)
副会長／菊池 渉(クラブ奉仕B)
幹事／杉山幸英
S A A／浅野金治
会計／山田富義

例会日／毎週水曜日12:30～
例会場及び事務局／
三條市旭町2-5-10 三條信用金庫本店内
例会場／TEL 34-3311
事務局／TEL 35-3477 FAX 32-7095

E-mail: sanjo-rc@cpost.plala.or.jp
http://www.soho-net.ne.jp/~rotary/
(“はshiftを押しながら“へ”のキーを押してください)

■本日の出席会員数:62名中43名
■先々週出席率:77.59%

【ゲスト】

・(株)ビジネスセンター
社長 佐藤啓策 様

【先週のメイクアップ】

[10.18] CLPセミナーへ(新潟)
・明田川賢一さん
[10.25] 加茂RCへ
・渡邊喜彦さん、加藤紋次郎さん
[10.25] 三條東RCへ
・斎藤弘文さん、菊池 渉さん、
・渡邊喜彦さん



「ロータリーは分かちあいの心」

2007～2008年度国際ロータリーのテーマ



はまぎく

副会長挨拶

菊池 渉 副会長



近親者のお葬式でご欠席の荻根沢会長に代わって、会長が葬式で坊主が代わりというのも「妙」な気がします、ご挨拶申し上げます。

私はこの春から立て続けにロシアの文豪ドストエフスキーの『罪と罰』『カラマゾフの兄弟』を読みました。亀山郁夫という若い翻訳者による新訳が出てからドストエフスキーがブームだといわれています。

1カ月ほど前の新潟日報の文芸欄にも21世紀は彼の時代だと報じられていました。あの難解な文章が俄にブームになるとは思えませんが、我が意を得たりの気分です。

夏の終わりにロシア人の女性とゆっくり話す機会がありました。彼女は44歳のバツイチで、大学で英語と日本語を学んで、今は日本語通訳として活躍しています。別れた旦那との間に20歳になる息子が一人、その息子さんはトロントへ留学中で、留学費用は旦那持ちとのことでした。日本でも離婚が増えていることや、母子家庭の母親も大変だが、養育費を払い続ける父親も大変だと私が言うと、彼女も頷きながら、彼女の周りにはそんな人ばかり、ロシアの離婚率は世界一だと笑って言いました。

食事をしながら彼女の人生を聞きました。ソビエト時代に生まれ、窮屈な共同アパートで育ち、結婚してそして離婚。大きな変化の中を生き抜き、いろいろな経緯を経て日本語通訳として自立しました。「息子はカナダから帰ってこないよ」という私の意地悪にも、彼女は「それは彼の人生だから」と涼しく応えました。

私が得意になってドストエフスキーを語ると、彼女は「彼は人気がないよ。プーシキンを読みなよ」と諷んでいるプーシキンの詩を朗読してくれました。私が怪訝な顔を見ると、

「暗すぎるのだ」と言いました。その暗さが魅力だという私に、「今までのロシアはあまりにも暗く悩みが深かった。だからもう暗くて悩みの深いのはウンザリだ」と言うのです。私はもう頷くだけで、黙ってしまいました。

でも、内に憂いを止めたまま外に笑みを浮かべても、悩みは一層深まるのではないのでしょうか。人間の苦悩を見つめ、人間の罪を背負い、苦しみながら、それでも生き続けていく。それが人生なのではないのでしょうか。私はそう思います。だから、今読みかけの『地下生活者の手記』の次に『白痴』を読もうと思っています。

ニコニコBOX

菊池 渉さん

先週は例会を休んで京都にいました。十月の京都は観光客でいっぱい。太った外国人もいっぱいでした。

杉山幸英さん

(株)ビジネスセンター社長佐藤様、卓話ありがとうございます。楽しみにしております。

昨日(10/30)GSEの三条地区は無事終わることが出来ました。

五十嵐浩さん

佐藤さん卓話ありがとうございます。

五十嵐晋三さん

川瀬先生と目が合いました。

川瀬康裕さん

公私に渡り忙しい二週間でした。

無事終わり、感謝です。

捧 賢一さん

いろいろありまして。

石月良典さん、渡辺勝利さん、明田川賢一さん、

浅野金治さん、熊倉昌平さん、若槻八十彦さん、

金子俊郎さん、山田富義さん、斎藤真澄さん、

高橋 司さん、樺山 仁さん

佐藤様卓話ありがとうございます。

楽しみにしております。

10月31日分 ￥ 18,000

今年度累計 ￥532,000

11月のお祝い

◎会員誕生祝

9日 西山徳厚さん

26日 熊倉昌平さん

29日 渋谷健一さん



◎夫人誕生祝

5日 川瀬弓子さん (康裕さん)

10日 外山セツさん (雅也さん)

12日 渋谷トヨさん (健一さん)

14日 野崎ミチコさん (喜一郎さん)

17日 中村範子さん (和彦さん)

30日 船越廣美さん (正夫さん)

◎結婚記念祝

2日 外山雅也さん (セツさん)

3日 川瀬康裕さん (弓子さん)

9日 成田秀雄さん (久美子さん)

11日 西山徳厚さん (郁子さん)

11日 金子俊郎さん (裕子さん)

12日 五十嵐力さん (芳江さん)

15日 坂井康司さん (豊子さん)

18日 高森章二さん (美知子さん)

◎100%出席賞

9年 佐野勝榮さん

1年 成田秀雄さん

卓 話

「労使紛争防止の知識と労務管理」

(株)ビジネスセンター社長 佐藤啓策 様



みなさんこんにちは。五十嵐さんの方から労働問題について話をしてくれるようにと頼まれたので、時間は短いですけれども、ほんのわずかばかりお話ししたいと思います。

実は昨年9月に東京で話をしてくれと頼まれて話をしてきた所、大変反響が強くて、中にはこの問題でうちの会社が潰れそうになったという方もいらっしゃいまして、その後何回かお話をいたしました。前は北ロータリークラブでも話しをさせていただきました。

これは私が話した内容を最新のデータに直して示しております。昔は企業対労働組合というのが主だったのですが、最近是对個人というのがほとんどです。

労働紛争に巻き込まれないようにご注意ください会社を運営して行ってください。

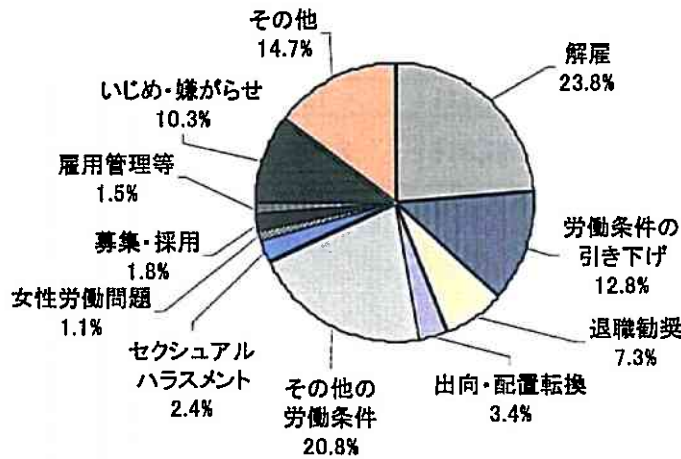
1. 労使紛争の急増とその原因

総合労働相談・助言及び指導申出受付・あっせん申請受理件数の推移

		平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度
労働局・労基署内などでのワンストップ総合労働相談コーナー	相談件数	946,012	907,869	823,864	734,257	625,572
	民事上の個別労働紛争相談件数	187,387	176,429	160,116	140,822	103,194
都道府県労働局長による助言・指導	申出受付件数	5,761	6,369	5,287	4,377	2,332
紛争調整委員会によるあっせん	あっせん申請受理件数	6,924	6,888	6,014	5,352	3,036

【個別労働紛争解決制度施行状況 厚生労働省】

民事上の個別労働紛争相談の内訳



(1) 終身雇用 先行不安のない社会

↓
バブル崩壊
↓
倒産
リストラ (50才以上全員/不採算部門)

社員 → (パート、アルバイト) トップ
 (契約社員、外人) 労働者も 不安
 (派遣社員)

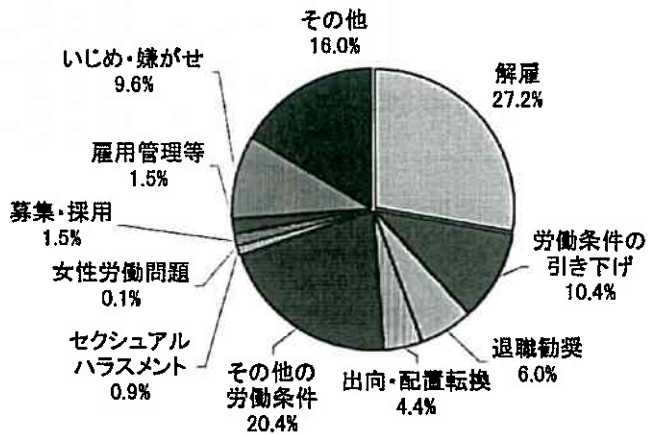
会社に対する忠誠心が薄くなった

(2) 労働者の権利意識の高揚と法令遵守の気運が高まった

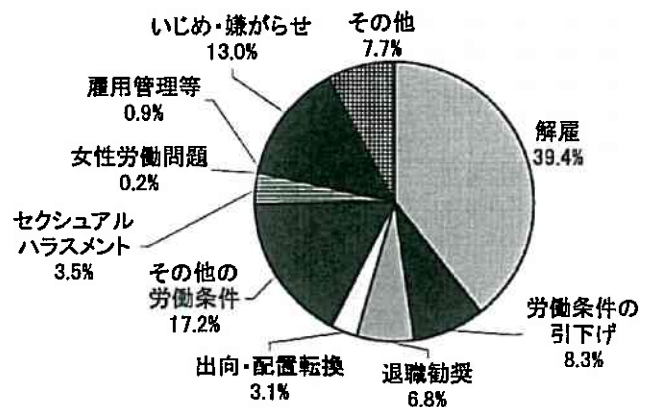
(3) 労働者がインターネットで簡単に調べられるようになった

2. どんな問題が多いか

助言・指導申出内容の内訳



あっせん申請内容の内訳



100万円以上の割増賃金の是正支払事案

	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年10月 ～平成15年3月	平成13年4月 ～平成14年9月
企業数	1,524	1,437	1,184	403	613
対象労働者数	167,958	169,111	194,653	63,873	71,322
是正支払額 (万円)	2,329,500	2,261,314	2,387,466	723,899	813,818

【監督指導による賃金不払い残業の是正結果 厚生労働省】

3. 解雇

(1) 解雇制限

- ① 業務上負傷又は疾病にかかって療養の為休業する期間及びその後30日間
- ② 6週間以内(多胎妊娠-14週間)に出産予定の女性が休業を請求した場合のその期間及び産後8週間 ……………
- ③ その他育児介護休業法、男女雇用機会均等法、労組法にも解雇禁止規定がある

(2) 解雇予告

解雇をする場合は30日前に本人に対して解雇予告するか、又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払って解雇する。

(3) 解雇予告手当の除外

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 試の使用期間中の者

↓

14日を超えて引続き雇用されるに至った場合

↓

解雇予告が必要になる

- (4) 解雇権乱用の禁止（平成 15 年 7 月に追加された）
解雇が ①客観的に合理的な理由を欠き
②社会通念上相当であると認められない場合 } → 無効

(5) 解雇に伴うトラブル防止策 —— 解雇については慎重に行う

A. 普通解雇、懲戒解雇

- ①就業規則の中に一定以下の社員を解雇できるように漏れのないように入れる
 - ②採用試験を慎重に行う
 - ③試用期間中に勤務振りを良く見る
 - 問題行動等があった時
 - a. 記録を取って残す
 - b. 本人に注意をする
 - c. 処分をする
- 始末書を取る、減俸、出勤停止、降格

B. 整理解雇

- ①経営不振等のために従業員を縮減する必要に迫られたという理由

↓

一定数の労働者を余剰人員として解雇する場合

↓

原則自由

- ②実務的には下記の 4 要件すべての充足を念頭におくべき

- a. 人員削減の必要性 ——→ 人員の削減をする経営上の必要性があること
- b. 整理解雇の回避の努力 ——→ 整理解雇する前に希望退職等、整理解雇を回避する手段を尽くしていること
- c. 被解雇者の人選の合理性 —— 被解雇者の合理的な解雇基準の設定とその公平に適用が図られていること
- d. 手続の妥当性 ——→ 労働者側と誠実に協議をしていること

4. 賃金不払い残業（時間外、休日、深夜労働）

- (1) 賃金の計算は労働時間であるのが基本
出来高給でも労働時間に応じ一定額の賃金の保障が必要
- (2) 研修、会議も労働時間となる
- (3) 対策
 - ①時間外等については、上司による命令又は、承認制を規定する
 - ②給与体系を変更する
 - ③早朝勉強等を評価項目から外し、以下
 - a. 受けなくても仕事ができる内容にとどめる
 - b. 受講を昇格の条件としない
 - c. 参加を自由とする
 - ④労働時間の制度を見直す。休憩時間も含め
変形時間労働制（@ 1 週間、1 ヶ月、1 年）
事業場外のみなし労働時間制・裁量労働制
 - ⑤普段、恒常的に時間外労働が行われているのを放置しておき、それが労働基準監督署の調査等で見つかり、時間外労働等の賃金の支払命令が出るので、改善しておく必要がある

- ⑥教育訓練で仕事のスピードを上げる
- ⑦業務改善で必要なくなった作業を中止したり、やり方を改善したりする
- ⑧外注化、パート等コストの安い方への切替等

5. その他、支払命令について

- ・法的には時効は2年
- ・労基署は3ヶ月の遡及支払命令（又は6ヶ月）が実態
- ・労働基準法では未払賃金と同額の付加金を労働者が裁判所に求めても良いとしているので争わないほうが良い

6. 個別労働紛争の具体的解決方法

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 紛争の自主的解決 | |
| (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等 | |
| (3) 都道府県労働局長による助言及び相談等 | |
| (4) 紛争調整委員会によるあっせん | |
| (紛争調整委員) | 無料 |
| (5) 地方公共団体の施策等 | |
| 労働委員会（公労使の3者構成） | 無料 |
| (6) 労働審判制度 | 有料 |
| (7) 裁判所への調停の中立 | 有料 |
| (8) 裁判所での本裁判 | 有料 |

次週例会 11月14日 外部卓話 小出和紙 渡部恵三 様

次々週例会 11月21日 「ロータリー財団月間」
ロータリー財団委員長 高橋 司 会員

